
令和2年 第2回 築上町議会定例会会議録（第2日）

令和2年6月8日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和2年6月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第46号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第2 議案第47号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第48号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第49号 築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- （追加分）
- 日程第12 発議第2号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第2号 「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）について

- 日程第2 議案第47号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第48号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第49号 築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- （追加分）
- 日程第12 発議第2号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第2号 「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書

出席議員（14名）

1 番	吉原 秀樹君	2 番	江本 守君
3 番	池永 巖君	4 番	鞆野 希昭君
5 番	工藤 久司君	6 番	北代 恵君
7 番	宗 晶子君	8 番	丸山 年弘君
9 番	信田 博見君	10 番	田原 宗憲君
11 番	塩田 文男君	12 番	武道 修司君
13 番	池亀 豊君	14 番	田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	桑野 智君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君
生涯学習課長	古市 照雄君	監査事務局長	横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第46号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第46号令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）

についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 2点聞きたいことがございます。

まず11ページ、2款1項19目12節、405万円、業務委託料で、庁舎建設に伴う震度計の移設ということでお聞きしております。

震度計というものを調べましたら、地方公共団体、つまり築上町が設置して気象庁に、地震があったときにこれぐらいの震度ですというふうに送るということで伺っておりますが、庁舎建設込み込み約３５億円の契約内容に当初から含まれずに、今回予算計上をされた理由をお答えください。それが１点です。

もう１点が、１７ページ、１８ページにわたりますが、６款１項３目１２節の１、１８８万円、庁舎設計監理委託料と１８ページの６款１項３目１４節と１５節の５、４７５万円、工事請負費と１３９万円、工事材料費が関連の予算かと思われます。こちらは資料を頂いておりまして、液肥濃縮施設の建設に伴う予算だと思いますけれども。

まず、この予算計上が産業課から計上されておりますが、液肥製造に係る予算というのは大体環境課だと思うんです。

ただ、液肥の利用及び推進に関する規則というものを読みますと第２条に「液肥製造施設は次に掲げる事業を行う」ということで、（４）に「その他目的を達成するため必要な事業」と書いておりまして、その必要な事業は「産業課長は常に環境課長と連絡調整の上、前項各号に掲げる事業を行う」と書かれておりますので、いつもは産業課長と環境課長が協議した上で産業課所管で予算計上をするということに決めたんでしょうけれども、その管理運営の経費等で、なぜ環境課でなく産業課で予算計上をするようになったのかというのを、環境課所管になりますが、両課長協議してお答えいただければと思います。

以上、２点お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

まず、最初の２款１項１９目、１１ページでございますけれども、庁舎建設事業費の業務委託、機器移設業務委託料について私のほうから御答弁させていただきます。

この件につきましては、震度計、県の防災行政システムで使っております震度計が下水道の横にありました事務所の裏側のほうに設置をしておりました。今回、庁舎建設に伴いまして、その分を移設といいますか、今、取り除いて、築城支所のほうの倉庫のほうに置いております。

その分につきましては、今度新しく庁舎ができましたら、今のところ設置場所といたしましては線路側のほうになりますけれども、公用車の車庫を建設する予定にしておりますけれども、そこに震度計のほうを設置をして検査等を行う予定の業務委託でございます。

この震度計につきましては、町が設置したものではなくて、福岡県が６６市町村ございますけれども、福岡県のほうで設置をしたものでございます。今回につきましては、築上町のほうで庁舎を建設をするということで自己都合になりますので、移転費用につきましては全て自己負担ということに県の防災担当課のほうから伺っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の液肥濃縮施設の関係の件でございますが、資料を別途お配りをさせていただいておりますが、この液肥濃縮施設につきましては、建設の大きな目的といたしましては、町内でこれまで推進をしてまいりました資源循環型農業、これのさらなる推進、これとあわせまして、液肥を濃縮するという付加価値をつけることで多様な作物への供給、それから、より多くの農家への供給を可能にするということで、最終的には本町の農業の振興に寄与すると、こういうことを目的としているわけでございます。

そうということで、所管としては産業課がこの施設の所管をすると、当然これまでずっと協議等につきましては環境課と一緒に協議をしてまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 御答弁ありがとうございます。

震度計のほうなんですけれども、やはり、県の持ち物である、私は地方公共団体がつけているものかと思ったんですけれども、県が設置していたということで、ただ、移設に関しても庁舎の建設に伴うものですので、どうしても35億に込み込みでできなかったのかなというのは疑問でございまして、確かに仕様書のほう、このことについて明記されていないかなと、また昨日再度なめるように見させていただいたんですけれども、辻畑先生の像を移すようにという項目は書いてございましたが、震度計のことは触れていなかったのも、なぜちゃんと仕様書に盛り込んでおかなかったのかなというところも御答弁いただければと思います。

そして、産業課のほうです。液肥の、説明資料を頂いております。見させていただきました。大変画期的な内容が書いておりまして、期待はしているところなんですけれども、1年間、令和3年度は実験という形になっていますよね、多額の投資がある以上、実験というのでは金額がでか過ぎるかと思います。どの程度を農家の方に利用してもらって効果があると見込まれているのかということに関しては、詳しくなると思うので所管外で聞きたいと思いますが。

今頂いている資料の中では、今の液肥の、液肥の濃度というのは前議会から私はすごく心配をしているところなんですけれども、今の液肥の濃度がどれぐらいあって、それがどれぐらいに濃縮されるのかというところがわからないので、現時点ではどれぐらいに濃縮されるのかというのを御回答いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

庁舎建設の各種システムの移設関係でございますけども、基本的な事項といたしまして、各システム関係につきましては庁舎の建設工事のほうから外しております。

と申しますのは、各種システム関係等は、それぞれその担当部署等のさまざまな要因、いろいろな仕様等がございますので、庁舎建設の工事の中には含めおらず、それぞれで移設するというふうにしております。

ほかの電算関係、その他につきましては当初予算等で仕様ができ次第予算を計上させていただいております。

今回、県との協議が整って仕様等が定まりましたので、6月補正で地震計のほうは予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

今回の液肥濃縮施設につきましては、製造された液肥を10倍程度濃縮をするということでお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 震度計の件はよくわかりました。ありがとうございます。

最後に液肥のほうだけ聞きたいんですけども、今回、肥料登録、今の現状の液肥は肥料登録されました。今度の液肥は別に肥料登録は令和4年度に登録手続して販売開始をすると書いてあるんですけども、濃度が変わってくるので、今の液肥とは別物として肥料登録するのかというのが1点と。

あと、調べていてどうしても気になってしまうのが、今の液肥の成分表がホームページに載っているんですけども、2014年3月27日から更新されていないんです。やはり、これは、液肥というものは肥料なので、成分は常に表示しておかねばならないということが、肥料取締法上決まっていると思いますので、ぜひとも更新をお願いしたいと思います。これはお願いします。

なので、肥料の件だけ、登録の件だけ回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

現時点では濃縮した液肥については、現在の液肥とは別に肥料登録が必要になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） ページが２５ページになります。１０款３項１目１４節の体育館の維持補修工事費の３,５００万ですが、説明資料を見ますと築城中学校の床板の張り替え、補修というような形で書いてありました。どの程度を張り替えるための工事予算なのか、あわせて、現状どうだから張り替えるのかを説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

ただいまの１０款３項１目１４節の工事請負費でございます。

築城中学校の体育館の床の張り替えということで、ただいま全面の張り替えを予定をしております。

それから、現状でございますが、くぎが浮き出たりして、子供さんがけがをされる恐れがあるということで大変危険なので、早急にできればということで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 現状危険であれば早急にしていただきたいと思います。

これは、合併当時、厚生文教に所属していたときに、築城中学校を視察に行きました。このときに体育館を見たときにも、たしか床板を何か張り替えていた痕跡があったような気がします。

ですから、床板を張り替えても、体育館自体が古いので、だから、そこはもう少し体育館全体を考えた事業に私はするべきじゃないかなと、これを見て思ったんです。いずれまた今度どこかが悪くなると思うんです。例えば雨漏りがするとかということも考えられると思うので、一部を補修しても、築城中学校の体育館の維持に関してはいかながなもんかなと思いますが、今後の計画として何かあればお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

築城中の体育館については、今のところ床の張り替え以外具体的な計画はございません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 最後ですので、ここがやっぱり問題じゃないんかなと思うんです。

３,５００万と設計監理の２５０万、約４,０００万という金額がかかるわけです。ここで何年もつかということになると、その辺りの計画というのが、先ほども言いましたが、合併当時からこういう状況だったわけです。その間に築城中学校を建て替えている。なのに体育館はずっと古いままだったやない。

ですから、この時点で何らかの措置をするなり、もう少し、将来的な体育館を建て替えるとか

というようなことというのもするべきだったと思いますが、町長、その点どうでしょう。最後です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、築城中学校の体育館は、構造的には耐震強度、かなっております。だから、当初から目的、当初は模様替え等々で一応対応をしていくという方針は、これは、この方針持っておりましたので、これは非常に躯体はしっかりしておりますので、あとの内部辺りの改造をやっていくという形で十分もてるんだろうというようなことで、今もその方針であります。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 済みません。4回の質問じゃないんです。現在、八津田小学校がこの議案にもありますが、建て替えようとしています。八津田小学校は2年前か3年前に議論になって、夏のクーラー、冷房関係が非常に悪いということで、文科省とかいろんなところからの補助で入れたと思うんです。今度建て替えると、これ、でも今のこれと逆な話で、入れたものをまた壊して今度新しく建て替えるわけです。

だったら、この築城中学校の体育館というのは今、町長が言われた躯体の強度があるからということではなくて、校舎を建て替えたのによくそっちの発想に行かんやっとなというのは私、疑問で持っていますので、ぜひ、体育館自体のキャパもどうなのかなというのものもあるでしょうし、新しい体育館を建て替えるとかじゃなくて、そういうのを全体の計画として考えていただければなと思いますので、今後の学校の在り方についての対応をお願いします。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、厚生文教・総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第47号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第47号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 議案第48号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第48号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 議案第49号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第49号築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 議案第50号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第50号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 議案第51号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第51号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 議案第 5 2 号

○議長（武道 修司君） 日程第 7、議案第 5 2 号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 5 2 号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 議案第 5 3 号

○議長（武道 修司君） 日程第 8、議案第 5 3 号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 5 3 号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 議案第 5 4 号

○議長（武道 修司君） 日程第 9、議案第 5 4 号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 5 4 号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 議案第 5 5 号

○議長（武道 修司君） 日程第 10、議案第 5 5 号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 5 5 号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 1 1. 議案第 5 6 号

○議長（武道 修司君） 日程第 1 1、議案第 5 6 号築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 5 6 号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 1 2. 発議第 2 号

○議長（武道 修司君） ここで追加提案です。日程第 1 2、発議第 2 号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。西田事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第 2 号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び築上町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。令和 2 年 6 月 8 日。提出者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員鞘野希昭、北代恵、田村兼光、宗晶子、池永巖、池亀豊、吉原秀樹、田原宗憲、塩田文男、江本守、丸山年弘。築上町議会議長武道修司殿。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9 番 信田 博見君） 発議第 2 号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由でございます。

職員が安心して業務を遂行できるよう、執行猶予の判決を受けた場合に、故意による罪か過失による罪であるかにかかわらず、特に酌むべき情状がある場合は例外的に失職しない可能性を残せるようにするため、本条例案改正案を提案します。どうか皆様の御賛同よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） ただいま議題となっています発議第 2 号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 1 3. 陳情第 2 号

○議長（武道 修司君） 日程第 1 3、陳情第 2 号「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、6月10日水曜日の正午までに事務局に所定の様式で申し出をしてください。

これで散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時25分散会
